

プロジェクト 公共施設等運営権に係る会計上の取扱い  
項目 第 350 回企業会計基準委員会及び第 95 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 350 回企業会計基準委員会（2016 年 12 月 2 日開催）及び第 95 回実務対応専門委員会（2016 年 12 月 5 日開催）で議論された「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」(以下「本実務対応報告案」という。)について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

## 事務局の提案に対して聞かれた主な意見及び対応案

### (プロフィットシェアリング条項の取扱いに関する意見)

#### 第 95 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

2. プロフィットシェアリング条項に基づく支出額と運営権対価の会計処理を区分する点について、実施契約に定めることが必須か否かという点を理由としているように読めるため、それぞれの性質が異なる点を理由にした方がよいのではないかと。

#### (対応案)

ご指摘を踏まえて、結論の背景を修正する。

### (更新投資に関する意見)

#### 第 350 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

3. 更新投資の会計処理の使い分けで考慮する要素の「更新投資の支出額及び支出時期の合理的な見積りの可能性」について、合理的に見積る範囲を「更新投資のうち資本的支出に該当する部分」と限定した方がよいのではないかと。

#### (対応案)

ご指摘を踏まえて、本文を修正する。

#### 第 95 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

4. 公共施設等運営権の取得時に、更新投資に関して支出すると見込まれる額の総額の現在価値を資産として計上する場合においても、更新投資の所有権が運営権者に帰属する状況が想定されるのではないかと。

5. 更新投資を実施した時に更新投資に係る資産を計上する場合、公共施設等運営権の残存償却期間を耐用年数の上限としているが、所有権が運営権者に帰属する資産においては、運営権設定期間終了後も運営権者が引き続き資産を使用するケースも想定されるのではないか。
6. 更新投資に係る資産のうち、所有権が運営権者に帰属する資産は、有形固定資産の区分にその内容を示す科目をもって表示するとされているが、具体的にどのような科目で表示するかという点が不明確ではないか。

(対応案)

所有権が運営権者に帰属する資産については、他の有形固定資産と同様に会計処理すると考えられるため、本実務対応報告案では、所有権が管理者等に帰属するものに限定して、更新投資に関する会計処理を規定することでどうか。

7. 結論の背景に記載されている「更新投資の実施内容の大半が、管理者等が運営権者に課す義務に基づく場合」の例示について、限定的な例示のように読めるため、あくまで一つの例として示す方が適切ではないか。

(対応案)

ご指摘を踏まえ、結論の背景を修正する。

**(複数の公共施設等運営事業を行う会社の注記事項に対する意見)**

**第 350 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

8. 事務局提案では、運営権者に対し一定の注記事項を記載することを求めているが、運営権者が複数の公共施設等運営事業を行う場合、公共施設等運営事業ごとに記載すると、膨大な量の注記になる可能性があるのではないか。例えば、重要性に応じ、類似する公共施設等運営事業について集約して注記する対応が可能となるよう、文案を検討すべきと考える。

**第 95 回実務対応専門委員会で聞かれた意見**

9. 内容が異なる事業を集約して注記することは実務上困難であると考えられるため、集約に関する規定は設けない方が良い。仮に何らかを記載する場合、類似した事業を複数行う場合は集約が可能なケースもあると考えられる旨を結論の背景に記載してはどうか。

(対応案)

本実務対応報告案においては、公共施設等運営事業に係る注記事項に関して、集約に関する規定を設けないこととし、寄せられたコメントを踏まえて検討を行うことかどうか。

**(経過措置に対する意見)**

**第 350 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

10. 経過措置について、公共施設等運営権制度の実際の運用開始から間もないことを踏まえ、遡及適用することを求めているが、公共施設等運営事業を開始している運営権者の中には、本実務対応報告とは異なる会計処理の採用を判断し、既に決算を終えているケースもあるため、当該運営権者の実務に配慮した方がよいのではないか。

**第 95 回実務対応専門委員会で聞かれた意見**

11. 現時点では遡及適用に関して大きな問題があるとの声は聞かれていないため、経過措置を設けずに、原則どおり遡及適用することで問題ないと考える。

(対応案)

本実務対応報告案においては、経過措置を設けないこととし、寄せられたコメントを踏まえて検討を行うことかどうか。

以 上